

群馬大学桐生地区施設・防災環境安全委員会規程

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学桐生地区における建物の新改築、環境整備、火災その他の災害防止対策及び事故防止対策等の安全管理並びに環境保全対策の基本計画を策定し、これを実施するため、群馬大学桐生地区施設・防災環境安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 建物の新改築、環境整備に関すること。
- (2) 施設、設備等の運用に関すること。
- (3) 火災その他の災害防止対策及び実験、研究上の防災、事故防止対策等の安全管理に係る基本計画の策定並びに実施に関すること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等の環境保全に係る基本計画の策定並びに実施に関すること。
- (5) 防災訓練の企画及び実施に関すること。
- (6) 防災安全及び環境保全に関する知識の普及並びに意識の高揚に関すること。
- (7) 危険物の管理及び危険薬品庫等に関すること。
- (8) その他施設、防災安全及び環境保全上必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 物質・環境部門長
- (3) 電子・機械部門長
- (4) 理工学基盤部門長
- (5) 理工学府の各プログラム長
- (6) 食健康科学研究科長が指名する者 1人
- (7) 事務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には第3条第1項第1号の委員を、副委員長には第3条第1項第4号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(調 査)

第8条 委員長は、防災安全及び環境保全上必要があるときは、小委員会に調査を付託することができる。

(勸 告)

第9条 委員長は、前条の調査の結果に基づき防災安全及び環境保全上必要と認めた場合には、各部門長等に対し、その改善措置について勧告することができる。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、施設管理係において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。